

## 登録電気工事業者 登録証再交付申請手続きについて

電気工事業者として登録された場合は、それを証明するものとして登録電気工事業者登録証が交付されますが、この登録証を紛失した場合等は再交付を受けることが必要となります。

申請にあたっては、次の書類が必要となります。

### 1 必要な書類

#### (1) 様式第21号 登録証再交付申請書

(山口県収入証紙2,200円分貼付。収入証紙は、県庁2F売店、県税事務所、市役所・町役場等で購入できます。日本政府発行の収入印紙(郵便局等で販売しているもの)とは異なりますので、ご注意ください。)

#### (2) 登録電気工事業者登録証

(登録証を汚損、破損等により再交付を希望する場合)

### 2 受付期間

随時

### 3 提出先 (書類は、持参または郵送により提出してください)

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 Tel:(083)933-3155
--

### 4 その他

登録証を失って再交付を受けた者は、失った登録証を発見したときは、遅滞なく返納してください。